

～～宮古市 改葬手続きの流れ～～

【改葬許可証の発行】

- 1. (申請者) 改葬許可申請書 の必要事項を記入する (※1人分につき1枚)
- 2. (申請者) 改葬許可申請書 現在の 墓地管理者欄 に記入、押印をもらう
〔現在のお寺・現在の地域共同墓地管理者・申請者本人〕
※個人墓地の場合は、申請者名で記入、押印する。
- 3. (申請者) 改葬許可申請書 を宮古市役所に提出する (担当：総合窓口課市民窓口係)

→ (宮古市役所から) 改葬許可証 が発行される (受取方法：来庁・郵送)

※原則、即日発行はできません

※郵送での受取を希望する場合は返信用封筒(宛先記入+切手貼付)をご用意ください

【現在墓地からの お骨の取り出し】

- 4. (申請者) 改葬許可証 を、現在の墓地管理者 に渡す
〔現在のお寺・現在の地域共同墓地管理者・申請者本人〕
※ 個人墓地の場合は、提出は不要
- 5. (申請者・石材店) “お骨の取り出し” を行う

→ (現在の 墓地管理者 から) 改葬許可証 を返却される

【改葬先墓地への 納骨】

- 6. (申請者) 改葬許可証 を、改葬先の墓地管理者 に渡す
〔新しいお寺・新しい地域共同墓地管理者・申請者本人〕
※ 個人墓地の場合は、提出は不要
- 7. (申請者・石材店) “納骨” を行う

【問い合わせ】

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号
宮古市役所市民生活部総合窓口課 市民窓口係
TEL 0193-68-9077 (担当課直通)